

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	信州の木活用課 県産材利用推進室	整理番号	1-4
処分の種類	木材の生産又は流通の合理化を図るための計画の認定の取消し			
根拠法令条例等・条項	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第4条第3項			
処分の概要	合理化計画認定者が合理化計画を図るために取るべき措置を講じていないことによる認定の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に処分実績がないか、又はまれであり、あらかじめ処分基準を設定することが困難)			
基準の制定根拠	—			